

富士山南東消防組合人事行政の運営等の状況の公表について

1 任免及び職員数に関する状況

(1) 職員採用者数（平成 31 年 4 月 1 日現在）

| 区分 | 人数 |
|------|----------|
| 消防吏員 | 9 人【4 人】 |

※【 】は内数で再任用職員を示す。

(2) 職員数（平成 31 年 4 月 1 日現在）

(単位：人)

| 区分 | 合計 | 消防吏員 | | | | | | | |
|-------|--------|------|-----|-------|------|-------|-------|-------|-----|
| | | 消防正監 | 消防監 | 消防司令長 | 消防司令 | 消防司令補 | 消防士長 | 消防副士長 | 消防士 |
| 合計 | 252【4】 | 1 | 5 | 7 | 36 | 58【2】 | 48【2】 | 54 | 43 |
| 消防長 | 1 | 1 | | | | | | | |
| 消防次長 | 1 | | 1 | | | | | | |
| 総務課 | 17 | | 1 | | 5 | 1 | 3 | 2 | 5 |
| 予防課 | 8 | | | 2 | 2 | 2 | 1 | 1 | |
| 警防救急課 | 14【1】 | | | 1 | 5 | 6 | 2【1】 | | |
| 消防本部 | 7【1】 | | | 1 | 3 | 1 | 2【1】 | | |
| 指揮支援隊 | 7 | | | | 2 | 5 | | | |
| 通信指令課 | 18【1】 | | | 1 | 2 | 5 | 7【1】 | 3 | |
| 三島消防署 | 97【1】 | | 1 | 1 | 10 | 22【1】 | 18 | 26 | 19 |
| 消防署 | 49【1】 | | 1 | 1 | 6 | 12【1】 | 10 | 11 | 8 |
| 北分遣所 | 28 | | | | 2 | 4 | 6 | 10 | 6 |
| 錦田分遣所 | 10 | | | | 1 | 3 | 1 | 3 | 2 |
| 中郷分遣所 | 10 | | | | 1 | 3 | 1 | 2 | 3 |
| 裾野消防署 | 60【1】 | | 1 | 1 | 8 | 11【1】 | 14 | 12 | 13 |
| 消防署 | 40【1】 | | 1 | 1 | 6 | 6【1】 | 8 | 8 | 10 |
| 茶畑分遣所 | 10 | | | | 1 | 2 | 4 | 2 | 1 |
| 須山分遣所 | 10 | | | | 1 | 3 | 2 | 2 | 2 |
| 長泉消防署 | 36 | | 1 | 1 | 4 | 11 | 3 | 10 | 6 |

※【 】は内数で再任用職員を示す。

(3) 再任用の状況 (平成 31 年 4 月 1 日現在)

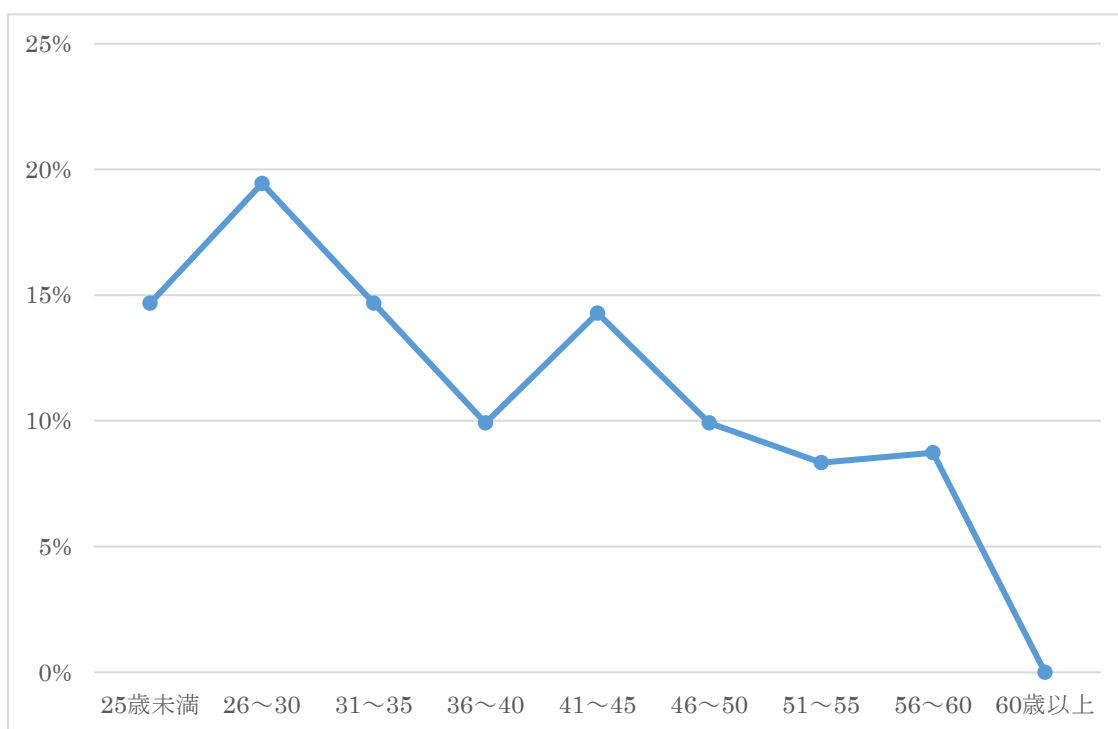
| 区分 | 採用者数 | 任期更新者数 |
|------|------|--------|
| 消防吏員 | 4 人 | 0 人 |

(4) 年齢別職員構成の状況 (平成 31 年 4 月 1 日現在)

(単位：人)

| 区分 | 条例定数 | 合計 | 18 歳 ～ 25 歳 | 26 歳 ～ 30 歳 | 31 歳 ～ 35 歳 | 36 歳 ～ 40 歳 | 41 歳 ～ 45 歳 | 46 歳 ～ 50 歳 | 51 歳 ～ 55 歳 | 56 歳 ～ 60 歳 | 61 歳 以上 |
|----|------|------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|------------|
| 人数 | 252 | 252 【4】 | 37 | 49 | 37 | 25 | 36 | 25 | 21 | 22 【4】 | 0 |

※【 】は内数で再任用職員を示す。



2 人事評価の状況

人事評価制度は、地方公務員法第 23 条の規定に基づき、人事管理の基礎とするほか、職員の能力向上を図り、意識改革を進めるとともに、組織目標の達成と職場内のコミュニケーションを活性化させることを目的として実施しています。

3 給与の状況

(1) 平成 30 年度人件費の状況

(平成 30 年度決算)

| 住民基本台帳人口 (平成 31 年 1 月 1 日) | 歳出総額 A | 実質収支 | 人件費 B | 人件費率 B/A |
|-------------------------------|-------------|---------|-------------|-------------|
| 人 | 千円 | 千円 | 千円 | % |
| 205, 911 | 2, 702, 781 | 44, 413 | 2, 084, 951 | 77. 1 |

(注) 住民基本台帳人口は、三島市、裾野市及び長泉町の合計である。

(2) 平成 30 年度職員給与費の状況

(平成 30 年度決算)

| 職員数 A | 給与費 | | | | 一人当たり 給与費 B/A |
|----------|---------|---------|-------------|-----------|---------------------|
| | 給料 | 職員手当 | 期末・勤勉 手当 | 計 B | |
| 人 | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 |
| 249 | 914,188 | 315,233 | 381,062 | 1,610,483 | 6,468 |

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
 2 職員数は、平成 30 年 4 月 1 日現在の人数である。
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費を含んでいるが、職員数には当該職員を含まない。

(3) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（平成 31 年 4 月 1 日現在）

| 平均年齢 | 平均給料月額 | 平均給与月額 |
|--------|-----------|-----------|
| 37.5 歳 | 305,937 円 | 416,009 円 |

- (注) 1 「平均給料月額」とは、職員の基本給の平均である。
 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。
 3 任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の職員は含まない。

(4) 職員の初任給の状況（平成 31 年 4 月 1 日現在）

| 区分 | 初任給の額 |
|-----|-----------|
| 大学卒 | 193,400 円 |
| 短大卒 | 175,300 円 |
| 高校卒 | 158,300 円 |

- (注) 区分の「短大卒」は、2 年制の短期大学とする。

(5) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（平成 31 年 4 月 1 日現在）

| 区分 | 経験年数 10 年 | 経験年数 20 年 | 経験年数 25 年 | 経験年数 30 年 |
|-----|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 大学卒 | 273,763 円 | 360,367 円 | — | — |
| 短大卒 | 257,200 円 | 345,600 円 | — | 407,200 |
| 高校卒 | 237,100 円 | 318,667 円 | 353,183 円 | 400,450 円 |

- (注) それぞれの経験年数に該当する職員の平均額である。該当する職員がない場合は—で表示している。

(6) 行政職の級別職員数及び給料表の状況（平成31年4月1日現在）

| 区分 | 標準的な職務内容 | 職員数 | 構成比 | 1号給の給料月額 | 最高号給の給料月額 |
|----|--|-----|-------|----------|-----------|
| 8級 | 1 消防長の職務 2 消防次長又は参事の職務 | 2人 | 0.8% | 386,100円 | 468,300円 |
| 7級 | 1 課長又は消防署長の職務 2 課長、副参事又は消防副署長の職務 | 11人 | 4.4% | 338,200円 | 458,100円 |
| 6級 | 統括主幹、課長補佐、室長、当直司令、分遣所長又は主幹の職務 | 36人 | 14.3% | 303,000円 | 424,800円 |
| 5級 | 係長、副分遣所長又は主任の職務 | 30人 | 11.9% | 271,100円 | 424,300円 |
| 4級 | 1 消防司令補の職務 2 高度の知識又は経験を必要とする消防士長の職務 | 41人 | 16.3% | 256,900円 | 408,900円 |
| 3級 | 1 消防士長の職務 2 高度の知識又は経験を必要とする消防副士長の職務 | 50人 | 19.8% | 233,300円 | 351,400円 |
| 2級 | 1 消防副士長の職務 2 高度の知識又は経験を必要とする消防士の職務 | 64人 | 25.4% | 180,500円 | 311,000円 |
| 1級 | 消防士の職務 | 18人 | 7.1% | 144,100円 | 260,000円 |

(注) 任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））を含む。

(7) 期末手当・勤勉手当

| 富士山南東消防組合 | 国 |
|--|--|
| 一人当たり平均支給額(30年度) 1,511千円 | — |
| (30年度支給割合) 期末手当 2.6月分 (1.225)月分 勤勉手当 1.8月分 (0.90)月分 | (30年度支給割合) 期末手当 2.6月分 (1.225)月分 勤勉手当 1.8月分 (0.90)月分 |
| (加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5%~20% ・管理職加算 15%~25% | (加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5%~20% ・管理職加算 15%~25% |

(8) 退職手当 (平成 31 年 4 月 1 日現在)

| 富士山南東消防組合 | | | 国 | | |
|------------|---------------------------|--------------|---------|---------------------------|--------------|
| (支給率) | 自己都合 | 応募認定・定年 | (支給率) | 自己都合 | 応募認定・定年 |
| 勤続 20 年 | 19.6695 月分 | 24.586875 月分 | 勤続 20 年 | 19.6695 月分 | 24.586875 月分 |
| 勤続 25 年 | 28.0395 月分 | 33.27075 月分 | 勤続 25 年 | 28.0395 月分 | 33.27075 月分 |
| 勤続 35 年 | 39.7575 月分 | 47.709 月分 | 勤続 35 年 | 39.7575 月分 | 47.709 月分 |
| 最高限度額 | 47.709 月分 | 47.709 月分 | 最高限度額 | 47.709 月分 | 47.709 月分 |
| その他加算措置 | 定年前早期退職特例措置 (2%~45%加算) | | その他加算措置 | 定年前早期退職特例措置 (2%~45%加算) | |
| (退職時特別昇給 | 制度なし) | | | | |
| 一人当たり平均支給額 | 16,497 千円 | | | | |

(注) 1 退職手当の一人当たり平均支給額は、平成 30 年度に退職した職員に支給された平均額である。

2 支給月数は、静岡県市町総合事務組合の規定に基づくものです。

(9) 地域手当 (平成 31 年 4 月 1 日現在)

| | |
|---------------------------|-----------|
| 支給実績 (30 年度決算) | 58,260 千円 |
| 支給職員一人当たり平均支給年額 (30 年度決算) | 233,040 円 |
| 支給率 | 6% |
| 支給対象職員数 | 250 人 |

(10) 特殊勤務手当 (平成 31 年 4 月 1 日現在)

| 支給実績 (30 年度決算) | | 22,400 千円 | | |
|---------------------------|----------|---|-----------------|------------------|
| 支給職員一人当たり平均支給年額 (30 年度決算) | | 108,156 円 | | |
| 職員全体に占める手当支給職員の割合 (30 年度) | | 82.8% | | |
| 手当の種類 (手当数) | | 3 | | |
| 手当の名称 | 主な支給対象職員 | 主な支給対象業務 | 支給実績 30 年度決算 | 左記職員に対する支給単価 |
| 深夜勤務手当 | 消防吏員 | 交替制勤務を行う者のうち、深夜(午後 10 時から翌日の午前 5 時までをいう。)に消防業務に従事したもの | 11,755 千円 | 1 勤務につき 500 円 |
| 救急出動手当 | | 救急業務に従事した者 | 7,145 千円 | 1 件につき 250 円 |
| 救急救命士手当 | | 救急救命士法による救急救命士免許を有し、救急業務に従事した者 | 3,489 千円 | 1 件につき 250 円 |

(11) 時間外勤務手当

| | 支給実績 | 職員一人当たり平均支給年額 |
|------------|-----------|---------------|
| 平成 30 年度決算 | 42,658 千円 | 185 千円 |

(注) 職員一人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績」と同じ年度の 4 月 1 日現在の総職員数(管理職員等制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

(12) その他の手当

| 手当名 | 内容及び支給単価 | 国の制度との異同 | 国の制度と異なる内容 | 支給実績 (30 年度決算) | 支給職員一人当たり 平均支給年額 (30 年度決算) |
|--------|----------|----------|------------|-------------------|----------------------------------|
| 扶養手当 | 次表参照 | 同 | | 42,550 千円 | 279,931 円 |
| 住居手当 | | 同 | | 18,984 千円 | 306,194 円 |
| 通勤手当 | | 一部異なる | 支給額 | 15,849 千円 | 78,075 円 |
| 管理職手当 | | 異なる | 支給額 | 14,254 千円 | 712,680 円 |
| 休日手当 | | 同 | | 85,109 千円 | 411,155 円 |
| 夜間勤務手当 | | 同 | | 14,709 千円 | 71,057 円 |
| 単身赴任手当 | | 同 | | 360 千円 | 360,000 円 |

| 手当名 | 内容及び支給単価 |
|------|--|
| 扶養手当 | 扶養親族のある職員 ・配偶者 6,500 円 ・子 10,000 円 ・父母等 6,500 円 ・16 歳に達する年度の初めから満 22 歳の年度末までの子一人につき 5,000 円加算 |
| 住居手当 | 自らが借受け月額 12,000 円を超える家賃・間代を支払っている職員 最高支給限度額 27,000 円 |
| 通勤手当 | 通勤のために交通機関や自動車等を使用することを常例とする職員 <交通機関等利用者の場合> 最長期間の定期代相当額を支給 <交通用具利用者の場合> 算出方法距離に応じた基準額及び駐車場代相当額 2 km以上 5 km未満 2,000 円 35 km以上 40 km未満 21,600 円 5 km以上 10 km未満 4,200 円 40 km以上 45 km未満 24,400 円 10 km以上 15 km未満 7,100 円 45 km以上 50 km未満 26,200 円 15 km以上 20 km未満 10,000 円 50 km以上 55 km未満 28,000 円 20 km以上 25 km未満 12,900 円 55 km以上 60 km未満 29,800 円 25 km以上 30 km未満 15,800 円 60 km以上 31,600 円 30 km以上 35 km未満 18,700 円 |

| | |
|--------|---|
| 管理職手当 | 管理又は監督の地位にある職員のうち、富士山南東消防組合職員の管理職手当に関する規則で指定する職を占める職員 月額： 1種 77,400円 2種 72,700円(消防次長・参事)、66,400円(課長・消防署長) 3種 62,300円 4種 59,500円 5種 49,600円 |
| 休日勤務手当 | 祝日法による休日及び年末年始の休日等において正規の勤務時間中に勤務を命ぜられた職員 1時間当たりの支給額：勤務1時間当たりの給与額×135/100 |
| 夜間勤務手当 | 正規の勤務時間(午後10時～翌日の午前5時)として深夜に勤務した職員 1時間当たりの支給額：勤務1時間当たりの給与額×25/100 |
| 単身赴任手当 | 勤務場所を異にする異動又は在勤する勤務場所の移転に伴い、転居し、やむを得ない事情により同居していた配偶者と別居し、単身で生活することを常況とし、距離制限を満たす職員 |
| 宿日直手当 | 宿日直勤務を命ぜられた職員 1回あたり：2,200円～6,600円 |

(13) 特別職の報酬等の状況(平成31年4月1日現在)

| 区分 | | 報酬額等 |
|----|------|-------------|
| 報酬 | 管理者 | 39,000円(年額) |
| | 副管理者 | 36,000円(年額) |
| | 監査委員 | 7,500円(日額) |
| | 議長 | 13,000円(日額) |
| | 副議長 | 12,000円(日額) |
| | 議員 | 11,000円(日額) |

4 勤務時間その他の勤務条件

(1) 勤務時間の状況

ア 毎日勤務職員

| 勤務時間 | 開始時刻 | 終了時刻 |
|--------|-------|--------|
| 7時間45分 | 8時30分 | 17時15分 |

イ 交替制勤務職員

| 勤務時間 | 開始時刻 | 終了時刻 |
|---------|-------|---------|
| 15時間30分 | 8時30分 | 翌日8時30分 |

(2) 年次有給休暇の取得状況

| | |
|-------------|------|
| 一人あたり平均使用日数 | 8.1日 |
|-------------|------|

(3) 特別休暇等の導入状況（平成 30 年 4 月 1 日現在）

| 休暇の種類 | 取得要件 |
|-------|---|
| 病気休暇 | ア 公務上の負傷若しくは傷病又は通勤による負傷若しくは疾病 イ 結核性疾患 ウ 上記ア、イ以外の負傷又は疾病 |
| 特別休暇 | ア 選挙権その他公民としての権利を行使する場合 イ 証人等として国会等へ出頭する場合 ウ 骨髄移植のため骨髄若しくは末しょう血管細胞移植のため末しょう血管細胞を提供する場合 エ 自発的に、かつ、報酬を得ないで社会に貢献する活動を行う場合 オ 結婚する場合 カ 妊娠中又は出産後 1 年以内の職員が健康検査等を受ける場合 キ 妊娠中の職員が通勤に利用する交通機関の混雑を回避する場合 ク 妊娠中の職員の業務が母体又は胎児の健康保持に影響があると認められる場合 ケ 妊娠中の職員が妊娠に起因する障害のため勤務することが困難であると認められる場合 コ 産前休暇 サ 産後休暇 シ 生後 1 年に達しない子を育てる職員が、その子の保育のために必要と認められる授乳等を行う場合 ス 配偶者が出産する場合 セ 配偶者の出産により職員が、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子を養育する場合 ソ 負傷又は疾病により職員の看護を必要とする場合 タ 要介護者の介護を行う場合 チ 親族が死亡した場合 ツ 父母または配偶者の追悼のための特別な行事に参加する場合 テ 夏季休暇 ト 地震その他の災害により現住居が滅失損壊した場合 ナ 地震その他の災害又は交通機関の事故等により出勤することが著しく困難な場合 ニ 地震その他の災害時において、退勤途上における身体の危険を回避する場合 ヌ 生理に有害な職務に従事する場合及び生理日において勤務することが困難である場合 ネ 感染症の予防に必要な場合 |
| 介護休暇 | 負傷、疾病又は老齢により日常生活を営むのに支障があるものの介護をする場合 |

(注) 取得要件等は、「富士山南東消防組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例」及び「富士山南東消防組合職員の勤務時間、休暇等に関する規則」により定められている。

5 育児休業及び部分休業の取得者数（平成 30 年度）

| 区分 | 人数 |
|------|-----|
| 育児休業 | 0 人 |
| 部分休業 | 0 人 |

6 分限及び懲戒の状況（平成 30 年度）

| 区分 | 種類 | 人数 | 内容 |
|------|----|-----|---------------------------------------|
| 分限処分 | 免職 | 0 人 | |
| | 休職 | 0 人 | |
| | 降任 | 0 人 | |
| | 降給 | 0 人 | |
| 懲戒処分 | 免職 | 0 人 | 職員の一定の服務義務違反に対して、道義的責任を追及するために行う処分です。 |
| | 停職 | 1 人 | |
| | 減給 | 0 人 | |
| | 戒告 | 0 人 | |

7 サービスの状況

(1) サービス規律順守のための取り組み（平成 30 年度）

| 取組内容 |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・サービス規律の遵守について（4 月 1 日） ・年末年始における規律の振粛と事故防止（12 月 25 日） ・統一地方選挙等におけるサービス規律の徹底について（3 月 15 日） |

(2) 職務専念義務の免除

| | |
|------------------|--|
| 免除の対象となる 主な場合 | ア 研修を受ける場合 イ 厚生に関する計画の実施に参加する場合 ウ 上記のほか、任命権者が定める場合 |
|------------------|--|

(注) 「職務専念義務の特例に関する条例」により定められている。

(3) 兼職又は兼業の許可状況（平成 30 年度）

| 許可件数 | 主な許可事例 |
|------|-------------|
| 3 件 | 部活動における外部指導 |

(注) 上記の許可は、地方公務員法第 38 条第 1 項に基づくものである。

(4) 事業者等との接触に関する承認件数（平成 30 年度）

| 許可・ 承認件数 | 内容 | | | |
|-------------|-----|-----|-------|-----|
| | 会食 | 旅行 | 講演・寄稿 | その他 |
| 4 件 | 4 件 | 0 件 | 0 件 | 0 件 |

8 退職管理の状況

地方公務員法第 38 条の 2 及び第 38 条の 6 第 2 項に規定されている職員の退職管理の適正の確保について、「富士山南東消防組合職員の退職管理に関する条例」及び「富士山南東消防組合職員の退職管理に関する規則」を制定し、離職前に課長職以上に就いていた職員に対し、離職後 2 年間、営利企業等に就職した情報の届け出を義務付けている。

| 区分 | 件数 |
|------|-----|
| 届出件数 | 0 件 |

9 研修及び人事評価の状況（平成 30 年度）

| 研修概要 | | 受講人数 |
|-----------|--|-----------|
| 消防大学校 | 幹部科 | 1 人 |
| | 火災調査科 | 1 人 |
| | 警防科 | 1 人 |
| 県消防学校 | 初任科 | 9 人 |
| | 救助科 | 4 人 |
| | ビデオ喉頭鏡講習 | 9 人 |
| | 処置拡大追加講習 | 8 人 |
| | 中級幹部科 | 2 人 |
| | 警防科 | 4 人 |
| | 指令センター員講習 | 2 人 |
| | 予防査察・危険物科 | 4 人 |
| | 実践的大規模災害対応講習 | 4 人 |
| | 救急科 | 9 人 |
| | 火災調査科 | 4 人 |
| | 合同聴講（上級幹部科、中級幹部科、女性消防吏員特別講習） | 13 人 |
| | 講師派遣（上級幹部科、救急科、救助科、処置拡大追加講習） | 23 人 |
| | 救急救命士養成研修 | 救急救命東京研修所 |
| 資格取得等 | 玉掛け、小型移動式クレーン、ガス溶接技能講習、ロープレスキュー、小型船舶、衛生管理者、チェーンソー、酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習 | 27 人 |
| その他人材育成研修 | 市町職員広域研修、NOMA行政管理講座、人事行政研究所研修等 | 28 人 |
| 自己啓発費用助成 | 大型自動車第一種免許取得、予防技術検定 等 | 19 人 |

10 公益通報制度の運用状況

富士山南東消防組合では、職員等が内部の不正行為等を通報した際に、職員等が不利益な取り扱いを受けることのないよう、また、職員等の法令遵守を推進し、適法かつ公正な組合運営に資することを目的として、公益通報の窓口を設置しています。富士山南東消防組合職員等公益通報実施要綱（平成 28 年 3 月 31 日制定）第 7 条の規定に基づき、運用状況について次のとおり公表いたします。

(1) 外部通報（富士山南東消防組合外部の労働者からの通報）

| 年度 | 受付件数 | 受理件数 | 調査実施 | 是正措置 |
|----|------|------|------|------|
| 30 | 0 件 | 0 件 | 0 件 | 0 件 |

(2) 内部通報（組合内部の職員などからの通報）

| 年度 | 受付件数 | 受理件数 | 調査実施 | 是正措置 |
|----|------|------|------|------|
| 30 | 0 件 | 0 件 | 0 件 | 0 件 |

11 福祉及び利益の保護の状況

(1) 定期健康診断の実施状況（平成 30 年度）

| 区分 | 対象者数 | 受診者数 | 受診率 |
|--------------|-------|-------|-------|
| 定期健康診断 | 250 人 | 202 人 | 80.8% |
| 人間ドック（希望者） | | 46 人 | 18.4% |
| 特定業務従事者等健康診断 | 197 人 | 197 人 | 100% |

(注) 臨時職員は含まない。

(2) 公務災害等の認定状況（平成 30 年度）

| 区分 | 認定件数 |
|------|------|
| 公務災害 | 4 件 |
| 通勤災害 | 0 件 |

(3) その他の主な福利厚生事業の概要（平成 30 年度）

・静岡県市町村職員共済組合により短期給付、長期給付及び福祉事業等が実施されている。

12 公平委員会の業務の状況（平成 30 年度）

| 区分 | 件数 |
|---------------------|-----|
| 勤務条件に関する措置の要求の状況 | 0 件 |
| 不利益処分についての不服申し立ての状況 | 0 件 |
| 職員の苦情の状況（上記該当分を除く） | 0 件 |